

2020年5月20日

九州電力株式会社
社長 池辺 和弘 様

ストップ川内原発！3.11 鹿児島実行委員会
〒892-0873 鹿児島市下田町 292-1
電話 099-248-5455 : ファクス 099-248-5457
事務局長 杉原 洋

申入書

川内原発1・2号機は、定検後も動かすな

川内原発2号機は、きょう、第24回定期検査のため停止しました。来年1月26日まで252日間停止する計画です。定検は、普通なら、13カ月に1回、80日間ほどで終わります。川内2号の前回定検は、19年10月から12月まで、70日間で終わりました。今回、わずか5カ月で定検入りし、しかも4倍近く停止するのは、異例中の異例です。

言うまでもなく、定検とは名ばかりで、貴社が「特定重大事故等対処施設（テロ対策施設）」を、設置期限の5月21日までに造ることができなかつたため、定検でカモフラージュして、特重完成までの時間稼ぎをするということでしょう。

本来、設置期限内に特重施設を造ることができなければ、「規制基準不適合」として原子炉規制委員会から使用停止命令が出されるはずでした。貴社はこれを避けるため、昨年4月、関西電力などともに、規制委員会に設置期限見直しを求めましたが、当然のことながら拒否されました。そこで貴社は、昨年10月3日、2号機の第24回定検開始日について、「21年4月から」だったものを「20年5月から」に変更するため、「運転計画変更届」を規制委に提出。規制委は昨年10月16日、「設置期限日までに冷温停止状態になっている原発には停止命令は出さない」と決定したのです。電力会社と規制委のなれ合いのように見えます。

いずれにせよ、何としても「使用停止命令」を避けたいという貴社の態度は、法規を守ろうとする姿勢が全く伺えません。そんな企業に原発を動かす資格はありません。

特重施設は何のために求められているのでしょうか、設置期限がなぜ設定されているのでしょうか。予測のつかない万一の事故に万全の対策をしなければならぬからです。

しかし、貴社が昨年4月に設置期限見直しを求めた行動は「どうせテロなどない」と考えていることを示しています。万一の場合、深刻な被害をもたらす原発を動かしている企業としての自覚と責任が欠如しています。

原発の「テロ対策」設備の国際標準は、原子炉格納容器の二重化です。万が一、航空機が突入するような事態が起きたとき、原子炉本体が壊れることを想定しているからです。

しかし、日本では、そのような事態が起きたとしても「原子炉容器は壊れない」ということを前提としています。原子炉から100メートル離れたところに特重施設を設置して対処するという発想は、「航空機による『テロ』が起きて原子炉は壊れない」ということが前提です。そんな想定がそもそも間違いです。原発企業として甘い規制基準に寄りかかるのではなく、より厳しい対策に自ら積極的に動くべきではありませんか。

私たちは、特重施設ができたとしても、原発の安全性が高まるとか、危険性が緩和されるなどとは全く考えていません。

本当の「テロ対策」は「原発を動かさない」しかありません。

さらに、日本では、メルトダウンが起きたときの「コアキャッチャー」設置も求められていません。

格納容器二重化にしても、コアキャッチャーにしても、膨大な経費が必要です。これを回避して、安全・安心を安上がりに済まそうとしているのが、日本の原発政策であり、それに寄りかかっているのが貴社をはじめとする電力各社ではないのですか。

そもそも、原発を動かし続ける限り、使用済み核燃料がたまり続けます。

使用済み核燃料の行き場がありますか？・責任が持てますか？・それでも原発を動かしますか？

貴社は、再生可能エネルギー施設の「出力制御」を続けている日本で唯一の企業です。間違っています。原発をやめて、信頼される企業に生まれ変わるべきです。

川内1号は3月16日に「定検入り」し、12月26日まで停止しています。少なくとも今年の年末までは川内原発は2基とも停まっています。

私たちは、いつ原発事故が起きるのだろう、起きたらどうするのか、本当に大丈夫なのか、小さな地震のたびに身のすくむ思いをしています。1号機、2号機とも、定検後も動かさないことが、私たちの命と暮らしを守る最も確実な道です。

よって、以下の通り申し入れます。

記

一、九州電力は、川内原発2号機の第24回定期検査終了後も、同原発を動かさないこと。

一、九州電力は、川内原発1号機の第25回定期検査終了後も、同原発を動かさないこと。

以上